



県民発第 275 号
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

平成 29 年 11 月 17 日

高知県警察本部長 小柳 誠二



記

1 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項

下表を、条例第 8 条第 3 項第 3 号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	収集先
1	警察本部警務 部監察課	救慰金に関する事務	民間・私人
2	警察本部生活 安全部少年女 性安全対策課	立ち直り支援活動に関する事務	民間・私人 他の実施機関 他の官公署
3	警察本部交通 部交通企画課	無事故・無違反ドライバーズコンテスト「セーフティロ ード 103（土佐）」に関する事務	民間・私人 自動車安全セ ンター

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

平成29年 11月 15日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	県警本部少年女性安全対策課
個人情報取扱事務の名称	立ち直り支援活動に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	警察の支援を必要としている少年の立ち直り支援活動を実施するため
個人情報を収集する根拠法令等	少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号） 高知県警察少年補導職員勤務規程（平成9年6月本部訓令第7号） 高知県少年警察活動規程（平成20年2月本部訓令第1号）
要配慮個人情報の内容	☒ 人種・民族 ☒ 思想・信条 ☒ 信教 ☒ 社会的身分 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況、難病等 ☒ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 ☒ 犯罪等の経歴 ☒ 犯罪により害を被った事実 ☒ 刑事事件に関する手続 ☒ 少年の保護事件に関する手続 ☒ 生活保護の受給 ☒ 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等	少年の立ち直り支援は、少年警察活動規則、高知県警察少年補導職員勤務規程、高知県少年警察活動規程等を根拠とする活動であり、家庭内暴力、金品持ち出し、不健全性的行為等の問題行動を繰り返している少年について、特に必要と認められる場合に、保護者同意を得てその問題性が除去されるまで注意、助言、指導等の支援を継続的に実施するものである。 支援に当たっては、まずは問題行動を繰り返す要因を解明し対策を講じることが必要不可欠であることから、少年の家庭環境、学校生活、友人関係等はもちろんのこと、少年の心理、性格、その他の特性、障害状況、難病等も把握する必要があり、発達検査及び知能検査の実施や家族からの事情聴取等によりそれらの情報を収集している。 また、保護観察中の少年等に対してより実効ある立ち直り支援を実施するため、保護観察所から少年の保護事件手続き（経過）や少年の観察状況に関する情報を収集し同所との連携を図る必要がある。

「個人情報保護制度委員会」における説明内容 ～少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動～

1 「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」とは

過去に警察において非行少年として取扱いのあった少年及びその保護者に警察から積極的に連絡をとり、連絡の結果、当該少年が周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状態にあり、かつ、保護者からの同意が得られた場合に、少年及び保護者への継続的な指導・助言その他当該少年の立ち直りを支援するための活動。

少年法の目的である少年の健全な育成に資する活動。

2 諮問の必要性

これまで少年の立ち直り支援活動は、※1 警察庁通達において「少年の保護者の同意を得て行う活動であることから※2 少年警察活動規則第8条第2項の継続補導と位置付けられるものである」とされていたため、これまでは、「少年相談、それに引き続く継続補導」に準じたものとして運用していた。

しかしながら、今回、要配慮個人情報^{※3}が明示されたことなど、法令の一部が改正されたことに鑑み、**警察からの積極的な連絡という要素が加わった点で、少年相談の枠を超えた活動がある**ことから、「少年に手を差し伸べる支援活動」を新たな類型の少年警察活動の事務事業として捉え、この度の委員会で諮問を行うものである。

3 「少年相談」と「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」との違い

支援に至る過程が異なる

「少年相談」は、少年や保護者からの連絡や相談であり、「受動的な活動」であるのに対し、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」は、警察から積極的に連絡をするという「能動的な活動」である。

【「少年相談」と「少年に手を差し伸べる立ち直り支援」の区別例】

犯罪行動があり警察でお世話になり、反省し家の手伝いまでもするようになった。しかし、家庭裁判所で審判があり、不処分になった。しばらくは真面目にしていたが、また最近、悪い友だちとつるむようになった。

⇒ 保護者から積極的に相談がなされた場合→**少年相談**

⇒ 保護者は困っていたがずっと誰にも相談できずあきらめていた。そこに警察からの連絡があり、近況を話すと警察から「支援」についての説明を受け、同意した場合→**少年に手を差し伸べる立ち直り支援**

というように、最初のアプローチの違いにより、「少年相談」としての取扱いとなるのか、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援」としての取扱いになるのかの違いがある。

4 「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の経緯

(資料1：チャート図「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」参照)

「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」は、平成22年12月、警察庁から、それぞれ全国警察に通達され、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を新たに推進していくこととなった。

この背景には、少年の非行情勢が一時に比べ好転していたものの、すでに※3 少年保護手続きを終えた元非行少年が、自らの居場所を見いだせないことによる孤立や、以前の悪い環境に戻ってしまうことによる規範意識の低下、当該少年のコミュニケーション能力の不足等が少年の再非行の背景にあることから、こうした問題を解決するため、新

たな施策の必要性が生じたものである。

この「手を差し伸べる立ち直り支援活動」とは、警察で過去に非行少年として取扱いのあった少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡を取り、連絡の結果、当該少年が問題を抱え再び非行に走りかねない状態にある場合、保護者の同意を得た上で継続的に指導・助言を行うほか、個々の少年の特性に応じて就学・就労の支援や社会奉仕体験活動等の各種体験活動による支援を行い、少年の健全育成を図るものである。（既に立ち直っている少年、少年審判手続中の少年を除く。保護処分中の少年は原則として除く。）⇒**少年の再非行防止（再非行の未然防止対策）**

当該活動の実施については、県警察本部長の通達（平成25年11月20日少年発第296号）において署長の指揮のもと実施することが明示されており、※別添通達参照

「①連絡対象少年の選定及び連絡担当者の指定」・・・（チャート図緑色の部分）

「②連絡の実施及び保護者からの同意の取得」・・・（チャート図青色の部分）

「③支援活動」・・・（チャート図ピンク色部分）

の順に実施する。

① 連絡対象少年の選定及び連絡担当者の指定について

選定の基準・・・周囲の環境や自身に問題を抱えて再び非行に走りかねない状態にある可能性があると認められるかどうかであり、非行歴・補導歴、家庭環境、就学・就労状況、交友関係その他の周囲の環境、家庭裁判所の終局決定後（「少年審判規則」第5条、決定の通知による）の事情等を総合的に勘案して組織的に判断する。

着眼点 ○警察活動による把握

（最近、不良行為仲間と一緒にいるところをよく見かけたり、頻繁に補導されている等）

○関係者からの情報提供

（学校を辞めてブラブラしている等）

具体的な連絡対象少年の選定基準は、「審判後の新たな事情」「審判後の補導」「保護者の監護能力その他の家庭環境」「就学・就労、交友関係その他の周囲の状況」「警察として把握している範囲の当該少年の近況」等を勘案し、総合的に組織として判断し、選定をする。（警察署長判断）

連絡担当者の指定・・・本部長通達で「原則として捜査・調査等を通じて少年や保護者との信頼関係がある職員に連絡を行わせる。」と規定。
組織的な意思決定のもと、少年の特性を理解した担当者が連絡を行い、立ち直り支援を行う。

② 連絡の実施及び保護者からの同意の取得について

（資料2：チャート図「対象少年への連絡要領」参照）

○ 連絡担当職員は、原則として連絡の実施はまず保護者そして少年に対し、電話、訪問、手紙等の方法で連絡し、本活動の趣旨を説明するとともに近況の確認等を行った結果、当該少年が周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状態にあり支援を必要としているか否かを判断し、支援が必要と認めた場合には、保護者及び少年に対し警察の支援を申し出て、保護者が同意するか否かを確認する。

○ 連絡担当職員は、通達に規定された様式（以下「活動簿」という。）により署長に報告の上、必要な指示等を受ける。

※ 近況の確認をした時点で、当該少年が既に立ち直っているなど、立ち直り支援が必要ない少年であることが判明した場合は、速やかに支援活動を打ち切る。

※ 当該少年への立ち直り支援が必要であることが明らかであるものの、保護者が警察の支援を求めないような場合には、改めて連絡するなどにより本活動への理解を得るよう努める。（あくまでも、同意による活動。）

○ 署長は、連絡担当職員による連絡状況を把握し、上司は適切な連絡がなされるよう必要な指示等を行う。

③ 支援活動について

支援開始にあたっては、保護者から**支援同意書の提出**を受ける。※通達参照

支援活動は、原則として少年に連絡を行った職員（警察職員）が中心になって実施するが、支援活動を開始するときは、活動簿により署長に報告の上、必要な指示等を受ける。

支援活動の内容については、

○ 目標の設定

当該少年及び保護者（監護者）と相談の上、高校進学を目指す、就職するなど
の立ち直りのための目標を設定し活動簿に記載する。

○ 支援活動の実施

支援内容は、指導・助言を基本としつつ、就学・就労の支援や食育支援を行ったり各種体験活動など多岐にわたる。支援担当職員は、頻度、方法等を検討して、これらの活動を計画的に実施する。支援活動中の少年等への連絡・面接状況、少年の諸活動への参加状況その他特異な状況等は、その都度、活動簿に記載し、上司から必要な指示等を受ける。

○ 活動の終期

支援活動は、

- ・ 目標が達成された
- ・ 就学・就労や非行集団からの離脱等、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるなど警察において支援対象少年に対する支援が必要ないと判断するに至った

場合に支援終了となるが

- ・ 当該少年が再び非行により検挙された
- ・ 保護者が何らかの理由で支援の継続を断ってきた

場合等、支援が継続不可能となった場合は支援打ち切りとなる。

支援終了、打ち切りのいずれの場合でも支援担当職員は、署長に報告の上、必要な指示等を受けるとともに、終了の判断経緯を活動簿に記載する。

5 警察本部の役割 ※別添通達参照

署と連携して連絡対象少年の適切な選定を行う。

署の活動を支援するため、少年の特性を踏まえた専門的な指導、助言が必要な少年に対するカウンセリング等を署担当者とともにいたり、署の活動支援を積極的に行っている。

6 要配慮個人情報の収集の必要性

（資料3：「収集する要配慮個人情報の内容（例）」参照）

支援活動を効果的に推進するにあたっては、それぞれの少年の課題を抽出し、それに見合った支援を実施するためにどうしても家族構成、家庭環境、交友関係、学校情報、経済状況、発達障害等の有無、過去の非行歴等の収集が必要となってくる。

また、支援活動中に当該少年やその保護者等が、生活保護の受給状況等の要配慮個人情報から自ら進んで話してくる場合もあるが、制度委員会答申第2号で実施機関共通事務としてセンシティブ情報の収集が認められている相談業務と同様に相手方から一方的に同情報が提供される場合もあり、その性質上収集の選択の余地がない場合もある。

この場合も、少年の立ち直り支援のために少年の特性を知る上で重要となる場合もあるので、要配慮個人情報を収集する必要がある。

※1 「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進について（通達）」

（平成22年12月16日警察庁丁少発第180号）一部抜粋

「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」は、少年の保護者の同意を得て行う活動であることから、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条第2項の継続補導と位置づけられるものであるが、その活動内容は、指導・助言等にとどまらず、同規則第9条の社会奉仕体験活動、スポーツ活動その他の体験活動への参加を促したり、就学・就労を支援するなど、少年の立ち直りに資するあらゆる活動を含むものである。

※2 少年警察活動規則（抜粋）

（少年相談）

第8条 少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として当該事案の内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

2 少年相談に係る少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

（少年の規範意識の向上等に資する活動）

第9条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動については、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下、少年警察活動に関する知見、警察職員の能力その他警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

※3 少年審判規則（抜粋）

（決定の通知）

第5条 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法（少年法）第18条から第20条まで、第23条又は第24条第1項の決定したときは、その旨を送致した者に通知しなければならない。保護観察所長から更正保護法第68条第1項の規定による通告を受けた事件について法第24条第1項の決定をしたときも、同様とする。

※ 少年法

第18条（児童福祉法の措置）、第19条（審判不開始）、第20条（検察官送致）

第23条（不処分）

第24条第1項（保護処分）①保護観察②児童自立支援施設等送致③少年院送致

※ 更正保護法第68条第1項（家庭裁判所への通告等）

【参考】

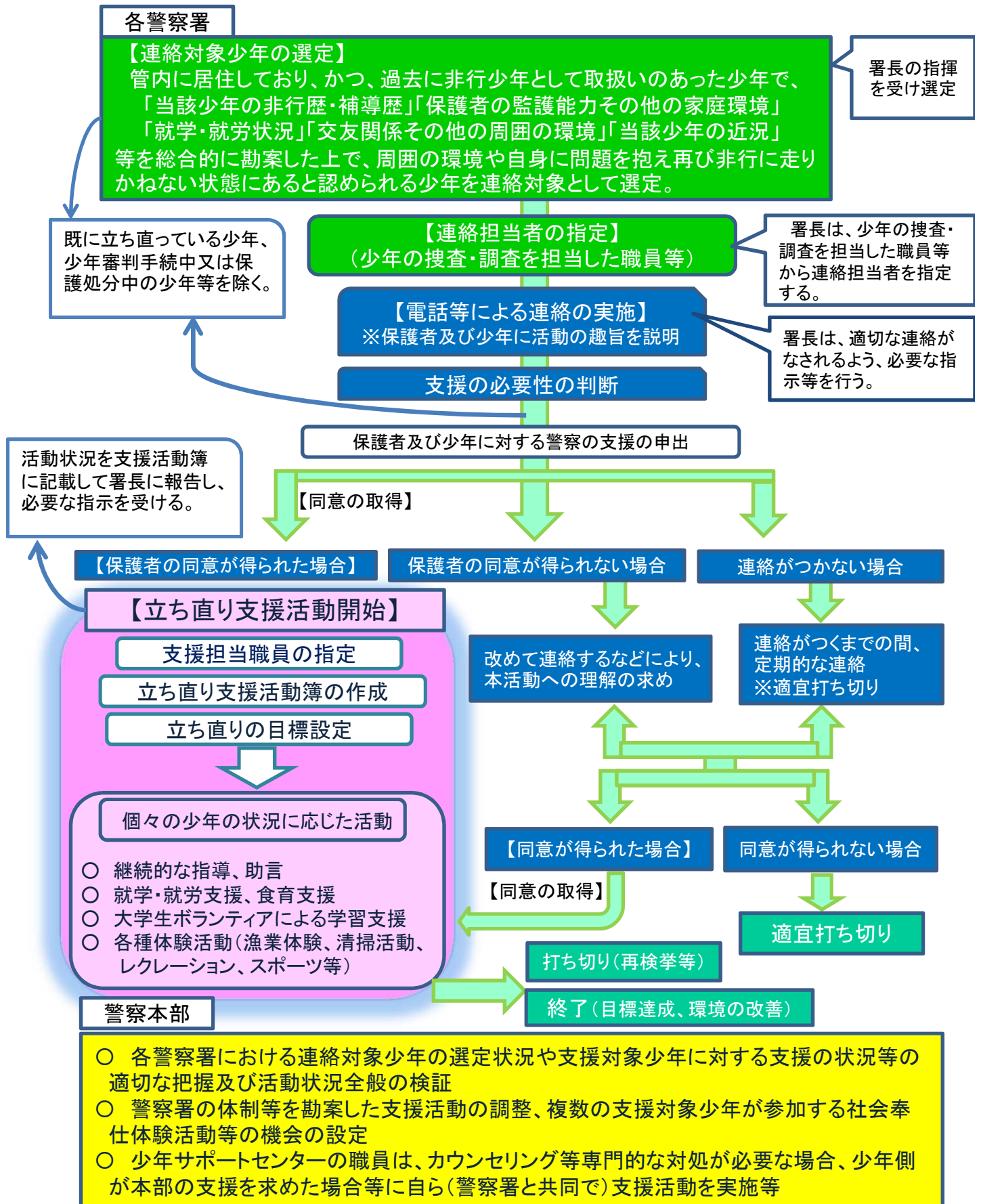
○ 高知県少年警察活動規程（抜粋）

（少年警察活動の基本）

第5条 少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

（1） 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配慮すること。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動



対象少年への連絡要領

対象少年の選定

保護者への連絡

近況の聴取

こんにちは。以前、A君の〇〇事件を担当しました甲警察署の少年係▲▲です。A君のお母さんですか。警察では少年の立ち直りを支援する活動をしており、この度連絡をさせていただきました。
A君は最近、どんな様子ですか。何か、お困りのことなどはありませんか。

立ち直り支援が必要と思われる場合

(例) 実は最近、夜に出歩いたり、悪い友達と遊ぶことが多くなって心配しているんです。

〇 立ち直りが認められ、支援が不要と思われる場合

(例) 働き口も見つかりまして、最近は真面目に生活しております。

〇 施設入所中、遠隔地居住、死亡等で支援が不可能である場合

打ち切り

(例) そうですか。また何かお困りのことがあればご相談ください。

趣旨の説明・同意の確認

警察としましては、ぜひA君に立ち直ってもらいたいと思っています。
お母さんの同意がありましたら、定期的に連絡を取って、悩みを聞いたり相談に乗って立ち直りを支援したいと考えていますが、いかがでしょうか。
その他にも、地域の清掃活動やスポーツ活動に少年に参加してもらおう活動などを行っています。お母さんと連絡を取り合いながら、A君に合った支援を一緒に行っていきたいと考えています。

同意

不同意

その他

同意が得られた場合

(例) そうですか。実は私もAのことについて心配していたのですが、誰に相談して良いのか分からず困っていました。ぜひ、よろしく願いいたします。

同意について決めかねている場合

(例) そうですか。わざわざ連絡していただいて悪いんですが、すぐには決められません。Aとも話合ってみたいので、ちょっと考えさせてください。

同意が見込めず、むしろトラブルになりそうな場合

(例) 警察は必要ない。これ以上連絡して来ないで欲しい。

その他の問題が判明した場合

(例) Aのこと心配ですが、夫が家庭内で暴力をふるうので、私もどうしていいか・・・。

再度連絡

この前、電話しました甲警察署の▲▲です。あれからA君と話し合った結果はどうでしたか。何かお手伝いできることはありませんか。

同意

対象少年に連絡支援開始

打ち切り

何度か連絡しても同意が見込めない

児童相談所等関係機関との連携、相談窓口の教示、検挙等の所要の措置を講ずる。

収集する要配慮個人情報の内容（例）

要配慮個人情報	該当事例	具体的な内容例
① 人種・民族	例 1	[例 1] 息子は「お前の母さんは外国人だろう」とからかわれたことに腹を立て級友を殴ったことで警察で調べを受けた後、しばらく不登校状態になっていた。ようやく学校に通えだしたかと安堵するや、今度は先生に「給食をきちんと食べなさい」と皆の前で注意をされた。実は我が家はイスラム教徒で今ラマダン（断食）中である。皆に説明をするとまたからかわれるのではないかと。文化や思想の違いが多いことで息子はイライラしており再非行が心配である。
② 思想・信条	例 1	
③ 信教	例 1	
④ 社会的身分	例 2	
⑤ 病歴	例 3 例 4 例 7	[例 2] 娘は窃盗事件で警察等の調べを受け、自分を見つめ直しているようだ。ところが最近、彼氏の母から交際を反対され悩んでいる。反対されている理由がどうも自分の出自が同和地区だということが原因のようだ。多感な年頃なので、そのことを話すとまた非行に走るのではないかと悩んでいる。 [例 3] 夫は若い頃シンナーを吸っていて「薬物依存症」と診断された経緯がある。その夫がまた薬物事件を起こして逮捕され、これを機に離婚しようと考えているが、離婚したことで息子が情緒不安定になってまた事件を起こすのではないかと心配している。
⑥ 障害の状況、難病等	例 4 例 7	
⑦ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤	例 4	[例 4] 娘は昼夜逆転の生活になっている。急に叫び出すこともあったので病院を受診し「睡眠障害」の診断を受けて薬の処方を受けているのだが、嫌がって服薬しない。 [例 5] 息子は窃盗事件を起こして警察に捕まった後は反省し、家の手伝いまでするようになっていた。しかし、審判で不処分が決定すると再び悪い友だちと遊ぶようになった。そのような中、息子は友人とお金の貸し借りでトラブルを起こし殴られ入院している。今後、傷害事件の被害者として警察で事情聴取を受ける予定だが、息子の部屋で不審なバイクのナンバープレートを見つけてしまった。
⑧ 犯罪の経歴	例 1 例 3	
⑨ 犯罪により害を被った事実	例 5	[例 6] 息子は高校を中退後、一旦仕事に就いたが無断欠勤が続いてクビになった。私の生活保護費だけでは生活が苦しい。息子は自暴自棄になって夜中遊びに出る生活になって家に寄りつかなくなっている。
⑩ 刑事事件に関する手続	例 3	
⑪ 少年の保護事件に関する手続	例 2 例 5	[例 7] 息子のことより身内のことで大変である。妹が「統合失調症」のため、姉である私が成年後見人となって、お金の管理や妹の長男の監護をしているものの、その2人が衝突することが多く、私の言うことも聞かない状態になっている。
⑫ 生活保護の支給	例 6	
⑬ 成年被後见人、被保佐人、被補助人	例 7	

部長及び参事官

殿

所 属 長

少 年 発 第 2 9 6 号

(生企、地域、刑企、組対、交企)

平成25年11月20日

3年保存(口訓)

本 部 長

非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について(通達)

平成22年12月以降、「非行少年を生まない社会づくりの推進について(通達)」(平成22年12月27日少年発第309号)及び「集団的不良交友関係の解消を通じた立ち直り支援活動等の一層の推進について(通達)」(平成24年5月23日少年発第166号)に基づき、「非行少年を生まない社会づくり」として問題を抱えた少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等の諸対策を推進しているところである。

他方、県下の平成24年までの少年非行情勢は、刑法犯少年の非行率及び再非行率、全刑法犯に占める少年の割合が高水準で推移している。

更に昨今では少年非行の低年齢化が進んでいる状況にあるなど、本県における少年の非行情勢は引き続き厳しい状況にある。

こうした情勢を踏まえれば、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化を図って将来にわたる犯罪抑止の基盤を確立するための取組である「非行少年を生まない社会づくり」は、犯罪の起きにくい社会づくりの最重要課題の一つとして、今後も継続的かつ効果的に推進する必要がある。

このため、これまでの取組状況を踏まえ、別添のとおり、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の実施要領を一部見直すとともに、下記のとおり、「非行少年を生まない社会づくり」を推進する上で特に配意すべき事項を定めたので、各所属にあっては「非行少年を生まない社会づくり」の意義及び重要性を各職員に再度周知徹底するとともに、各種活動を一層推進されたい。

なお、「非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について」(平成24年11月15日少年発第320号)は廃止する。

記

1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」については、別添の実施要領に基づいて一層の推進を図るとともに、次の事項に配意すること。

(1) 検挙、補導時等における説明等の実施

少年を検挙、補導した際には、取調べ担当者等から少年及び保護者に対して警察が行っている立ち直り支援活動(以下「支援活動」という。)の内容や家庭裁判所等の終局決定後に連絡する場合があることなどを説明するとと

もに、その実施状況を少年事件選別主任者等が確認するなどして、確実な実施を図ること。

また、支援活動について適時適切な広報に努め、少年や保護者が警察の活動を理解し、支援を求めやすい環境づくりに努めること。

(2) 署における確実な検挙状況等の把握

連絡対象少年（周囲の環境や自身に問題を抱え非行に走りかねない状態にある可能性があると思われる少年をいい、少年審判手続中又は保護処分中であることが判明している少年を除く。以下同じ。）の選定を適切に行うためには、各署において、管轄区域内に居住する少年の検挙状況等を確実に把握する必要があることから、少年を検挙した所属は、当該少年が管轄区域外に居住している場合には、当該少年の居住地を管轄する署に対し、速やかに少年カードを作成して送付すること。

(3) 集団的不良交友関係に係る情報の活用

少年の立ち直りを図る上で、不良交友関係が大きな阻害要因となっていることから、「集団的不良交友関係の解消を通じた立ち直り支援活動等の一層の推進について（通達）」（平成24年5月23日少年発第166号）等に基づき把握された集団的不良交友関係の情報についての的確な分析を行い、連絡対象少年の選定や支援活動等を実施する上で活用すること。

(4) 支援対象少年等に関する情報等の把握と活用

支援対象少年（連絡対象少年のうち、別添1(2)イにより、保護者から支援に係る同意があった少年をいう。以下同じ。）に対する支援活動を中心となって行う職員（以下「支援担当職員」という。）は、支援活動中、支援対象少年の生活状況、就学・就労状況、不良行為による補導状況等の把握に努めるとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、学校を始めとする関係機関等が把握している当該支援対象少年に関する情報の入手に努め、タイミングの良い連絡等による指導・助言を行うなど、効果的な支援活動の実施に努めること。

また、支援活動の成否は、保護者の監護能力や家庭環境に左右される場合が多いことから、保護者に関する情報の把握にも努め、必要に応じて保護者に対する面接等による指導・助言を行うこと。

なお、支援活動中に支援対象少年が犯罪少年、ぐ犯少年等に当たると思料したときには、遅滞なく必要な捜査・調査、関係機関への送致等を行うこと。

(5) 県本部と署の連携強化

各署においては、少年サポートセンター等と連携を取りながら、連絡対象少年の適切な選定を行い、その状況を少年課に報告することとし、連絡対象

少年と不良交友関係がある少年についても、連絡対象少年又は継続補導の対象となるよう配慮すること。

また、カウンセリング等の専門的な指導・助言が必要な少年等についても、県本部との連携を図り積極的な支援を行うこと。

(6) 少年警察ボランティア等と連携した効果的な支援活動の推進

ア 各種体験活動等実施時における少年警察ボランティア等との連携

各種体験活動等は、周囲の人々とのつながりの中で少年たちに自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験をさせることを通じて絆を実感させることにより、少年たちの心の拠り所となる新たな「居場所」を作るものであることから、少年警察ボランティア等の各種体験活動等への積極的な参画を促進するとともに、地域住民等を巻き込んだ活動の実施に努めること。

なお、各種体験活動等を少年警察ボランティア、地域住民等と協働して実施するに当たっては、支援対象少年及び保護者に係る個人情報について、本人の同意を得てから少年警察ボランティア等に伝えるようにし、また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すること。

イ 大学生ボランティアの裾野拡大・活性化

少年課において運用している大学生ボランティアは、支援対象少年と年齢が近く少年の気持ち等を理解でき、各種支援活動を効果的に推進することも期待できることから、各署は大学生ボランティアの参加を希望する支援活動を行う際は少年課を通じて大学生ボランティアを要請し、積極的な活用にも努めること。

(7) 関係機関等との連携の強化

ア 支援活動における関係機関との連携の確保等

支援活動を推進するに当たっては、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の趣旨を学校等の教育関係機関、家庭裁判所、矯正・更生保護関係機関、児童福祉関係機関、労働関係機関等の関係機関に説明した上、必要に応じ、支援活動を行う際の連携を求めること。

特に、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）において、地方公共団体には、社会生活を円滑に営む上での困難を有する少年に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者支援地域協議会を設置するよう努めるとともに、子ども・若者支援調整機関や子ども・若者指定支援機関を指定することができるとされているので、これら関係機関との組織的な連携・協力に努めること。

なお、支援活動実施中の再非行により少年を送致する場合の少年審判規則第8条第2項に基づく資料の送付等については検討中である。

イ 少年サポートチームの設置による効果的な支援活動の実施

支援対象少年の立ち直りを図る上では、児童相談所、学校等の関係機関・団体が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの活用が効果的であることから、署長は、その積極的な設置に努めること。

ウ ハローワーク等との連携強化による就労支援の推進

生活安全課長若しくは刑事生活安全課長は、支援活動として就労支援を行うに当たっては、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動(事務連絡)」(平成23年2月14日少年発第40号)で示したとおり、少年サポートセンターとの連携を強化して積極的に就労支援を行うこと。

2 少年を見守る社会気運を醸成するための情報発信の推進

(1) 地域住民等に対する非行情勢等の積極的な情報発信

少年の規範意識の向上を図るための活動を推進する上で、少年を取り巻く地域住民等の理解と協力が不可欠であり、また、少年を見守る社会気運を醸成するためには、地域ぐるみの総合的な取組へと発展させる必要があることから、地域住民等に対し、地域の非行情勢や非行要因等について適時適切な情報発信を行うとともに、PTA連合会や自治体、企業等との定期的な連絡会議の開催に努めること。

(2) 企業等に対する積極的な情報発信による立ち直り支援への理解・協力の促進

支援対象少年に対する就労支援や生産体験活動等の支援活動を推進する上で、企業等の参加・協力を得ることがより効果的であることを踏まえて、企業等に対して、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信を行うとともに、警察が行っている支援活動の意義について、具体的な活動内容や支援対象少年の立ち直り事例の紹介等を通じて、感銘力のある情報発信を行い、企業等の理解や参加・協力の促進を図ること。

3 小学生等の規範意識醸成を図るための取組の推進

少年の規範意識醸成のため、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」(平成23年3月17日少年発第72号ほかの別添参照)等に基づく学校と連携した非行防止教室等の取組を一層推進するとともに、特に、少年非行の低年齢化を踏まえ、次の事項に配意して小学生以下の少年(以下「小学生等」という。)を対象とした非行防止教室等の必要性について理解が得られるよう小学校等への働きかけを強化し、積極的な実施に努めること。

(1) 少年の年齢や発達段階に応じた非行防止教室の実施

小学生等は年齢等によってその理解力等が大きく異なることを踏まえ、対象となる少年の年齢や発達段階に応じた非行防止教室の実施に努めること。

例えば、未就学児童に対しては、テーマやメッセージが明確な紙芝居などの視覚に訴える教材を活用したり、小学校低学年に対しては、動画や映像等を活用するほか、小学校高学年に対しては、ロールプレイング等の参加・体験型の啓発を行うなど、少年が理解しやすい内容・方法となるよう工夫すること。

また、小学生等に対するより効果的な非行防止教室を実施する参考として平成24年6月に送付した執務資料「低年齢少年の規範意識を向上させるための効果的な取組」を活用すること。

(2) 小学生等に対する啓発機会の拡充

より多くの小学生等の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室の実施に当たってスクールサポーターを活用したり、他部門等が学校等において実施する啓発の機会を利用するなど、小学生等に対する啓発機会の拡充に努めること。

また、非行防止教室の実施後に学校等が独自に再度学習する機会を設けることにより、規範意識の定着を図るよう、学校等に働きかけること。

(3) 保護者等の参加の促進

小学生等を対象とした非行防止教室には、保護者の参加を得るよう努めるとともに、参加できない保護者も含めてリーフレット等を配布するなどして、家庭での回顧を促すこと。

4 少年相談・街頭補導等に基づく継続補導の推進

少年相談に係る少年や街頭補導を行った不良行為少年等に対し、その非行の防止を図るため、継続補導による支援に取り組んできたところであるが、継続補導による支援は、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」と同様に「非行少年を生まない社会づくり」を推進する上で必要かつ重要な取組であることから、その充実・強化に努めること。

また、街頭補導は、継続補導の契機となるだけでなく、連絡対象少年の選定や支援活動を実施する上でも重要な活動であることから、少年の行動実態に合った街頭補導を実施すること。

5 適正な業績評価による賞揚の推進

「非行少年を生まない社会づくり」を推進するための各種活動は、少年の規範意識の向上と社会との絆の強化を図って将来にわたる犯罪抑止の基盤を確立するための取組として極めて重要であることを踏まえ、取組状況を十分に把握

した上で、少年の規範意識向上施策や支援活動に従事する職員等について数字に表れない業績を適正に評価することとしたので、積極的に表彰の上申をされたい。

(本件担当)

企画担当課長補佐、企画係（3082、3065）

別添

「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の実施要領

1 連絡対象少年への連絡

(1) 連絡対象少年の選定

署長は、管轄区域内に居住しており、かつ、過去に非行少年として 取扱いのあった少年について、少年カードの内容や少年審判規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 33 号）第 5 条第 1 項等により通知される少年事件の処分結果等を活用し、

- ・ 当該少年の非行歴・補導歴
- ・ 保護者の監護能力その他の家庭環境
- ・ 就学・就労状況、交友関係その他の周囲の環境
- ・ 警察として把握している範囲の当該少年の近況

等を総合的に勘案した上で、周囲の環境や自身に問題を抱え非行に走りかねない状態にある可能性があると思えられる少年（少年審判手続中又は保護処分中であることが判明している少年を除く。以下「連絡対象少年」という。）を連絡対象として選定すること。

また、連絡対象少年の選定に当たっては、管轄区域内における少年非行の状況、再非行者数、署の体制等を踏まえ、できる限り多くの少年を選定するものとし、特に、不良交友関係が非行の要因と思えられる少年、短期間に非行等を繰り返している少年、保護者の監護がほとんど期待できない少年等、非行に走る可能性がより高いと思えられる少年が選定から漏れることのないようにすること。

新たな連絡対象少年の選定は、随時行うとともに、選定する際には少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。

なお、選定する連絡対象少年には、家庭裁判所の終局決定（以下「決定」という。）後の少年が含まれることとなる。家庭裁判所においては、決定を行う際には、それまでの間の一切の事情を考慮していることから、決定後の少年を連絡対象少年として選定する場合は、決定後の新たな事情、例えば、審判不開始決定後、深夜はいかい等による街頭補導が繰り返されるようになった場合や、不処分決定後、保護者の指導に従わず非行集団との交友関係が再開された場合等の事情を勘案して選定することとなる。

(2) 連絡の実施

ア 連絡担当職員

署長は、原則として捜査・調査等を通じて当該少年や保護者との信頼

関係がある職員に連絡を行わせるものとする。少年警察部門以外の職員が捜査・調査等を行った場合は、当該職員に協力させるとともに、他の所属の職員が捜査・調査等を行った場合は、当該所属の長を通じて協力を要請すること。ただし、当該職員が既に捜査・調査時の所属とは異なる所属に異動しているなどの理由で連絡することが困難な場合は、適切な職員を指定し、必要な情報について確実な引継ぎを行わせた上で連絡を行わせること。

イ 連絡の実施及び保護者からの同意の獲得

アにより連絡対象少年に連絡を行う職員（以下「連絡担当職員」という。）は、原則としてまず連絡対象少年の保護者、次に少年に対し、電話、訪問、手紙等の方法で連絡し、当該少年の近況を確認するものとする。近況の確認等を通じて、少年が周囲の環境や自身に問題を抱え非行に走りかねない状態にあり、立ち直りのための支援活動（以下「支援活動」という。）を必要としているか否かを判断し、支援活動が必要と認めた場合には、保護者及び少年に対し、本活動の趣旨及び必要性等を説明するとともに、警察の支援を申し出て、保護者の同意を求めること。

生活安全課長若しくは刑事生活安全課長は、連絡担当職員による連絡状況を確実に把握し、適切な連絡がなされるよう必要な指示等を行うこと。

また、支援活動が必要であることは明らかであるものの、保護者が警察の支援を求めないような場合には、改めて連絡を行うほか、当該少年が通学する学校の教員等、保護者に影響力のある者に協力を得るなどの方法により、保護者の理解の促進と支援活動への同意の獲得に努めること。

ウ 連絡対象外と判明した少年への対応

連絡担当職員は、近況を確認した時点で、連絡対象少年が既に立ち直っている場合であっても、保護者から支援の求めがあるときは、継続補導の対象とするものとする。

また、連絡対象少年が保護観察中又は児童福祉施設入所中であることが判明した場合であっても、保護者から支援の求めがあるときは、保護観察所又は児童福祉施設の長（以下「保護観察所長等」という。）に対し、本活動の趣旨及び保護者が支援を求めていることを連絡して調整を図った上、保護観察所長等から協力要請があった場合に限り、支援活動を行うものとする。保護観察所長等との調整の結果については、確実に保護者に連絡すること。

2 支援対象少年に対する立ち直り支援活動

(1) 支援活動の開始

ア 支援担当職員

連絡対象少年のうち、1 (2) イにより、保護者から支援に係る同意があった少年（以下「支援対象少年」という。）に対して支援活動を行うものとし、少年に対する支援活動を中心となつて行う職員（以下「支援担当職員」という。）には、原則として連絡担当職員を充てるものとする。

連絡担当職員が少年警察部門以外の職員や少年の居住地を管轄する署以外の所属の職員である場合には、少年の居住地を管轄する署の少年警察部門の職員が連絡担当職員に代わつて支援担当職員として支援活動を行うものとする。

署長は、支援担当職員の支援状況について管理を徹底し、支援活動の推進状況に応じて、少年補導職員等を支援担当職員の補助者として運用すること。

また、支援担当職員が異動等により交代することが事前に見込まれる場合には、補助者を定めて運用するなど、支援活動に間隙を生じないように努めること。

なお、少年警察部門の職員が連絡担当職員に代わつて支援担当職員として支援活動を行う場合又は支援担当職員が異動等により交代する場合は、確実な引継ぎがなされるよう必要な指示等を行うとともに、以後の支援活動が円滑に行えるよう必要な調整を図ること。

イ 立ち直り支援活動簿による記録等

支援担当職員が支援活動を開始しようとするときは、別記様式の立ち直り支援活動簿（以下「活動簿」という。）により生活安全課長若しくは刑事生活安全課長に報告の上、必要な指示等を受けること。

なお、従来から行っている継続補導や被害少年に対する継続支援等の場合、原則は少年事案処理簿の様式を使用することとしているが、少年事案処理簿に代えて活動簿の様式を使用しても差し支えない。

(2) 支援活動の内容

ア 目標の設定

支援担当職員は、支援対象少年が抱える問題を一定程度把握した段階において、支援対象少年及び保護者とも相談の上、立ち直りの目標を設定し、活動簿に記載すること。

当該目標は、個々の少年の状況に応じ、真に支援対象少年の立ち直りに資する目標を設定することとし、概ね半年ごとに目標の達成状況及

び当該少年の改善状況を踏まえ、必要に応じて目標の修正、変更、追加等を行うこと。

イ 支援活動の実施

支援担当職員は、継続的に支援対象少年及び保護者と連絡を取り、相互の信頼関係を構築していく中で、悩みを聞いたり、求めに応じて指導・助言を行うものとし、月数回以上の実施に努めること。

なお、支援対象少年に連絡等を行う場合は、当該少年の就学・就労状況を踏まえた上で、あらかじめ支援対象少年との話し合いにより、連絡手段（電話、手紙等）、連絡（面接）時間、面接場所等のルールを定めておくなど、支援対象少年との連絡が円滑に行われるよう努めるとともに、面接を行う場合には、当該少年が面接しやすい時間、場所を選定するよう配慮すること。

また、就学・就労の支援や社会奉仕体験活動、スポーツ活動、農業体験活動等（以下「各種体験活動等」という。）への参加は少年を取り巻く絆を強化する手段として効果が認められることから、できる限り、個々の少年の状況に応じた各種体験活動等の実施に努めること。

なお、各種体験活動等を行うに当たっては、支援対象少年の保護者、友人等にも参加を求めるなど、支援対象少年が参加しやすいよう工夫すること。

支援担当職員は、頻度、方法等を検討して、これらの活動を計画的に実施するものとし、支援対象少年及び保護者への連絡・面接状況、各種体験活動等への参加状況その他特異な状況等について、その都度、活動簿に記載し、生活安全課長若しくは刑事生活安全課長に報告の上、必要な指示等を受けること。

(3) 支援活動の終了

署長は、2(2)アで設定した目標の達成状況、不良交友関係の解消の有無、就学・就労の状況、家庭、学校、交友その他の環境の改善状況等を総合的に勘案し、当該少年に対して支援対象少年としての支援活動を更に継続する必要があると認められる場合には、当該少年及び保護者にその旨を説明した上で支援活動を終了するものとする。ただし、当該少年及び保護者から引き続き支援を求められたときは、継続補導の対象とするものとする。

また、支援対象少年が再び非行により検挙等された場合、保護者が何らかの理由で支援の継続を断った場合等は、支援活動を打ち切るものとする。

なお、支援担当職員は、支援終了までの経緯等を活動簿に記載すること。

別記様式

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動簿

開始年月日		年	月	日	終了年月日		年	月	日
連絡担当者		所属 階級（職名）氏名							
支援担当者		所属 階級（職名）氏名							
対 象 少 年	種 別	1 少年相談 2 警察からの連絡 3 ぐ 犯 4 触 法 5 不良行為 6 その他（ ）							
	ふりがな 氏 名	年 月 日生（ 歳） 性別 男・女							
	住 居	電話番号							
	学校又は 勤務先	（勤務先電話 ）							
家 族 構 成	氏 名	年齢	続柄	職業・学校	住 所				
	-----				-----				
	-----				-----				
	-----				-----				
	-----				-----				
同意を得た保護者			氏名			意見			
非 非 行 行 の 歴 概 等 要									
交 友 関 係									
立ち直り支援を 必要とする理由									
目標設定									
解除の理由									
その他 参考事項									

※ 「種別」欄の「2 警察からの連絡」は、過去に非行少年として取り扱った少年について、警察から連絡をとり、立ち直り支援の対象としたことをいう。

(裏)

[illegible]

別添1 記載例

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動簿

開始年月日		平成23年 2月 20 日		終了年月日		年 月 日	
連絡担当者		所属 高知 階級（職名） 巡査部長（少年補導主任）氏名 高知 太郎					
支援担当者		所属 同上 階級（職名） 氏名					
対 象 少 年	種 別	1 少年相談 ② 警察からの連絡 3 ぐ 犯 4 触 法 5 不良行為 6 その他（ ）					
	ふりがな 氏 名	しょうねん はなこ 少 年 花子 平成 8年 1月 1日生（ 15 歳） 性別 男・①女					
	住 居	高知市丸ノ内1丁目1番1号 電話番号 123-4567					
	学校又は 勤務先	〇〇中学校〇年生 (勤務先電話)					
家 族 構 成	氏 名	年齢	続柄	職業・学校	住 所		
	少年 次郎	40	実父	会社員	少年に同じ		
	少年 良子	32	継母	無職	同上		
同意を得た保護者		氏名 少年 次郎		意見 今後の支援に必要な言動があれば記載			
非 非 行 行 の 歴 概 等 要	非行歴：万引き平成21年12月1日警察限り、自転車盗平成22年8月1日審判不開始 補導歴：深夜はいかい 8回 少年は、平成22年12月ころから頻繁に深夜はいかいで補導されている。 保護者へ連絡したところ、夜間不良仲間と遊び歩き、学校を休みがちになっているとのことであった。						
交 友 関 係	他校の不良仲間〇〇、△△、××						
立ち直り支援を 必要とする理由		深夜はいかいを繰り返す等保護者の監護に従わず、周囲の状況から再度非 行に走りかねない状態にある。					
目標設定		復学・通学（週〇回程度の通学の常態化）、規則正しい生活習慣を身につけ る（深夜はいかいをやめる）、親子関係の修復、交友関係の改善、免許取得等					
解除の理由		目標達成深夜はいかいがなくなり、毎日学校へ通学している状況であること から支援の必要がなくなったもの。保護者から支援の継続を拒否したため。等					
その他 参考事項							

※ 「種別」欄の「2 警察からの連絡」は、過去に非行少年として取り扱った少年について、警察から連絡をとり、立ち直り支援の対象としたことをいう。

記載例 (裏)

[illegible]

少年に手を差し伸べる立ち直り支援同意書

支援対象少年

氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

署名欄

署 長 殿

少年に手を差し伸べる立ち直り支援を受けることを同意いたします。

年 月 日

同意者（保護者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)